

高知市共同募金委員会助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会を実現するため、地域を良くしていこうと活動する福祉団体やボランティア団体等を支援することを目的とし、高知市共同募金委員会（以下「本会」という。）が行う助成の基準及び手続きについて定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、高知市内で活動する社会福祉法人、特定非営利活動法人、町内会等の地域団体、福祉団体及びボランティア団体など社会福祉活動を行う団体で、次のものを助成対象とする。

- (1) 法人格の有無を問わず、団体の活動計画等を備えているもの
- (2) 営利又は宗教を活動の目的又は手段としないもの
- (3) 活動の実績、内容及び財務の状況を自ら公開できるもの
- (4) 設立後1年以上経過しているもの。ただし、活動準備行為等を助成対象とすることが必要と認める場合は、この限りでない。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人高知市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が行う地域福祉活動事業
- (2) 社会福祉団体やボランティア団体などの活動事業
- (3) 町内会等が行う小地域での活動事業

2 前項に掲げる事業であっても、次の各号に該当する事業は、助成対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が経営し、またその責任に属するとみなされる事業
- (2) 構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、活動の対象が一般に開放されず限定されており、社会福祉の性格の明らかでない事業
- (3) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の手段として行う事業
- (4) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っているとみなされる事業
- (5) 介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体の生活支援サービス以外の介護保険事業
- (6) 借入金の返済・負債整理の事業
- (7) 土地の購入及び造成事業
- (8) 助成決定前に既に購入又は実施している事業
- (9) 助成による効果が期待できない事業
- (10) 他の補助金（公的融資を含む。）が交付される場合で、当該他の補助金の交付団体の責任において実施することが適当と認められる事業及び他の財源をもって実施することが適当と認められる事業

(助成基準)

第4条 前2条に定めるもののほか、助成対象経費、助成限度額、助成期間等に関する基準は、会長が審査委員会に諮って定める。

(募集)

第5条 助成事業の募集は、募集要領を作成し、市社協のホームページその他適宜の方法により行う。

(助成申請)

第6条 助成を受けようとするものは、本会が定める期日までに、別に定める助成金申請書(様式1号)に必要な書類を添付し、本会に提出しなければならない。

(審査)

第7条 会長は、前条の助成申請があったときは、必要に応じて調査を行い、審査委員会において助成の可否等の審査を行い、承認となった場合は助成申請団体に助成金内定通知書(様式2号)を送付する。ただし、不採択となった場合は、助成金不採択通知書(様式2号-2)を送付する。

(助成金の調整)

第8条 本会は、募金実績に基づき助成額を決定する。

(助成金の決定通知)

第9条 本会は、助成金の交付決定後、助成申請団体に助成金決定通知書(様式3号)を送付する。

(助成金交付請求)

第10条 前条の通知を受けた助成申請団体が、助成金を受けようとする場合は、別に定める助成金交付請求書(様式4号)を本会に提出する。

(助成金の交付)

第11条 本会は、前条による助成金交付請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を交付する。

(助成事業の変更)

第12条 助成金決定後、本会が指定した事業について、やむを得ない事情により変更の必要が生じたときは、事前に変更申請書(様式5号)を提出し、本会の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、原則として、会長の決裁により行うものとする。ただし、会長が必要があると認めるときは、審査委員会に諮ったうえ承認するものとする。

(助成事業完了報告)

第13条 助成を受ける団体は、助成事業完了後、直ちに事業完了報告書(様式6号)に支出を証明する書類等を添付し、本会に提出しなければならない。

2 本会は、必要があると認めるときは、助成を受ける団体に対し調査を行うことができる。

(助成金の経理)

第14条 助成を受ける団体は、助成金の使途経理について常時内容を明らかにしておかななければならない。また、本会が要求するときは、必要な記録及び諸帳簿を提示するものとし、調査を拒むことができない。

(使途の周知)

第15条 助成を受ける団体は、事業の実施に当たって、助成金の使途に関し、広く住民に周知しなければならない。

(助成の取消)

第 16 条 本会は、助成を受ける団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 助成決定後事業を一部休止又は廃止したとき。
- (2) 助成金を指定された事業以外に使用したとき。
- (3) 事実と相違した助成申請又は使途報告を行ったとき。
- (4) 経理状況が極めて不良と認めたとき。
- (5) その他本会の指示に従わないとき又は本会が不適當と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成 32 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の募金分から適用する。